

令和2年 No.28

○国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程等の一部を改正する規程

改正理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年3月25日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長
出口利定

令和2年規程第16号

国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程（平成20年規程第30号）
- (2) 東京学芸大学大学史資料室規程（平成24年規程第18号）

国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>東京学芸大学教員免許状更新講習実施委員会規程</u></p> <p>(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学<u>教員免許状更新講習実施委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、教員免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を円滑に実施するために必要な事項を審議し、更新講習の実施にあたることを目的とする。</p> <p>(審議事項等) 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その実施に関し必要な事項を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>更新講習の実実施計画及び講座の開設</u>に関すること。 (2) <u>更新講習の認定申請</u>に関すること。 (3) <u>更新講習の実施及び運営</u>に関すること。 (4) <u>更新講習の修了試験及び修了認定</u>に関すること。 (5) <u>更新講習（eラーニング）の修了試験</u>に関すること。 (6) <u>更新講習の広報等</u>に関すること (7) <u>その他更新講習</u>に関すること。 <p>(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>大学院教育学研究科の各専攻・プログラム（教育実践専門職高度化専攻教科領域指導プログラム及び教育プロジェクトプログラム）</u>から選出された教員 各1名 (2) 附属学校運営参事 1名 (3) <u>学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）</u>が委嘱する者 若干名 (4) <u>教育企画課長</u> <p>(任期) 第5条 前条第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等)</p>	<p style="text-align: center;"><u>国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程</u></p> <p>(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学<u>現職教員支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、<u>本学に在籍又は入学を希望する現職教員の支援（以下「現職教員支援」という。）及び教員免許状更新講習（以下「更新講習」という。）</u>について、<u>教員養成カリキュラム改革推進本部並びに社会連携推進本部と連携して必要な事項を審議</u>することを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>本学に在籍又は入学を希望する現職教員支援</u>に関すること。 (2) <u>更新講習の実実施計画</u>に関すること。 (3) <u>更新講習の認定申請</u>に関すること。 (4) <u>更新講習の実施</u>に関すること。 (5) <u>更新講習の修了認定</u>に関すること。 (6) <u>その他現職教員支援及び更新講習</u>に関すること。 <p>(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>学長が指名する副学長</u> (2) 附属学校運営参事 1名 (3) <u>各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名</u> (4) <u>第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名</u> <p>(任期) 第5条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等)</p>

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから副学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第1号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第8条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。
- 3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部教育企画課が処理する。
(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。
(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

[省略]

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学現職教員支援委員会現職教員支援実施部会要項（平成20年5月16日制定）は廃止する。

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条第1号の委員をもって充て、副委員長は第4条第2号から第4号の委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第8条

委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。
- 3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部教育企画課が処理する。
(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。
(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

[省略]

東京学芸大学大学史資料室規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 資料室に、資料室の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) <u>学系長</u></p> <p>(3) 第4条第1項第2号の室員 2名</p> <p>(4) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 資料室に、資料室の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) <u>東京学芸大学学術情報委員会規程第4条第2号の委員 1名</u></p> <p>(3) 第4条第1項第2号の室員 2名</p> <p>(4) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p>